

学校の適正規模について

1

学級数の根拠となる法令

○学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。(以下略)

第79条の3 義務教育学校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

(参考)標準の学級数／学年数

小学校	1学年2学級以上3学級以下
中学校	1学年4学級以上6学級以下
義務教育学校	1学年2学級以上3学級以下

2

学級規模の根拠となる法令

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第3条 (略)市町村の設置する小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表(略)に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	35人
	二の学年の児童で編制する学級	16人(第一学年の児童を含む学級にあっては、8人)
中学校	同学年の生徒で編制する学級	40人
	二の学年の生徒で編制する学級	8人

3

教職員数の根拠となる法令

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第6条の2 校長の数は、小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に一を乗じて得た数とする。

第7条 副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

1 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる学校規模ごとの学級総数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。)の合計数
(以下略)

第8条 養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び養護助教諭の数は次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

1 三学級以上の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に一を乗じて得た数
(以下略)

4

学校の種類	学校規模	乗ずる数
小学校	一学級及び二学級の学校	1.000
	三学級及び四学級の学校	1.250
	五学級の学校	1.200
	六学級の学校	1.292
	七学級の学校	1.264
	(以下略)	
中学校	一学級の学校	4.000
	二学級の学校	3.000
	三学級の学校	2.667
	四学級の学校	2.000
	五学級の学校	1.660
	(以下略)	

5

長野県市町村立小中学校 学級編成基準（小中共通）

■ 通常学級は35人以下で編成（国基準では中学校は40人以下）

例：1学年35人の場合 35人の1学級

1学年36人の場合 18人・18人の2学級

1学年70人の場合 35人・35人の2学級

1学年71人の場合 24人・24人・23人の3学級

■ 連続する2つの学年の人数が8人以下になると1つの複式学級になる

（小学校は国基準では1年を含まない場合16人以下）

例：4年生5人・5年生3人の場合 複式の1学級

6

長野県市町村立小中学校 教員配当基準

< 小学校 >

< 中学校 >

	学級数	校長	教頭	担任	専科※1	合計		学級数	校長	教頭	担任	専科※2	生徒指導	合計
小規模 (複式)	1	1	1	1		3	小規模 (複式)	1	1	1	1			3
	2	1	1	2		4		2	1	1	2	2		6
	3	1	1	3		5	小規模 (単級)	3	1	1	3	4		9
	4	1	1	4		6		4	1	1	4	3		9
	5	1	1	5		7		5	1	1	5	3		10
小規模 (単級)	6	1	1	6	1	9	小規模	6	1	1	6	3		11
	7	1	1	7	1	10		7	1	1	7	4		13
	8	1	1	8	1	11		8	1	1	8	5		15
	9	1	1	9	1	12		9	1	1	9	5		16
	10	1	1	10	1	13		10	1	1	10	6		18
	11	1	1	11	1	14		11	1	1	11	6		19
標準	12	1	1	12	1	15	標準	12	1	1	12	6		20
	13	1	1	13	1	16		13	1	1	13	6		21
	14	1	1	14	2	18		14	1	1	14	7		23
	15	1	1	15	2	19		15	1	1	15	7		24
	16	1	1	16	2	20		16	1	1	16	7	1	26
	17	1	1	17	2	21		17	1	1	17	8	1	28
	18	1	1	18	2	22		18	1	1	18	9	1	30

※1：小学校専科は音楽や理科の教員

※2：中学校専科は学級担任以外の教科担当教員

7

◎公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（H27.1.27文部科学省）

学級数の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校では、まず複式学級を解消するためには<u>少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要</u>。全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには<u>1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましい</u>。 ・中学校についても全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、<u>少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要</u>。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、<u>少なくとも9学級以上を確保することが望ましい</u>。
児童生徒数の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒数が少ない場合には、一定の学級数があっても、教育活動の質の維持が困難となる場合もある。 ・地域によっては、複式学級となることを避けるために、独自の加配措置を行うなどして、極めて小規模な単式学級を維持している例もみられる。もとより、複式学級の解消そのものは極めて重要な課題だが、一方で学級規模が小さくなりすぎることの教育上のデメリットも勘案した上で、総合的な判断を行うことが必要。
通学距離・時間の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当。 ・適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つことを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが妥当。

8

小規模校における一般的な特徴

	良い点	課題となる点
児童生徒の学び	<ul style="list-style-type: none"> 意見や感想を公表できる機会が多くなる。 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。 異年齢の学習活動を組みやすい。 体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みやすく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。 協働的な学びの実現が困難となる。 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。 教員への依存心が強まる可能性がある。 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。
学校運営	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> クラス替えが全部または一部の学年でできない。 クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。 クラブ活動や部活動の種類が限定される。 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の教育効果が下がる。 男女比の偏りが生じやすい。 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。 班活動やグループ分けに制約が生じる。 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。 教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。 生徒指導上課題がある子どもの問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。 教職員一人当たりの校務負担や行事にかかわる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。

9

◎公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～ (H27.1.27文部科学省)

○大規模校及び過大規模校について

文部科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促してきており、地域によっては、このことを踏まえ国の標準である12～18学級を下回る場合の基準と併せて、標準を超える規模を分類して、独自に大規模校や過大規模校の目安を設定し、必要な対応を検討している事例も見られる。

なお、小中一貫教育の導入に伴い、既存の小・中学校を一体化して新たな校舎を建築したり、小学校又は中学校の既存校舎を活用して一体的な教育活動に取り組んだりする事例も増えてきているが、こうした場合にも、全体としての学校規模が過大になることによって上述のような課題が生じないよう、具体的な計画を策定・実施するに当たっては十分な教育的配慮を加えることが必要。

10

◎少子・人口減少社会に対応した活力ある学校環境のあり方及び支援方策
(H26.4長野県教育委員会)

- ・学校が小規模になることで一人の役割が大きくなり、想像以上の成長を生み出すこともある。一方で、集団で学び合うという視点からは学習面や生活面等で制約を受けることも多い。
 - ・学級数が減少すれば配置される教職員数も減少する。教職員が少ないということは、たとえば同じ学年、同じ教科の教員同士で、互いの指導力を高め合う機会を日常的にもてないということである。児童生徒にとっては様々な個性を持った教職員との出会いが保障されにくくなるということである。
- 人間関係形成力等を育むために集団で関わる場や機会を充実することや、適性を生かせる選択肢の多い環境を用意することなど、子どもにとっての教育環境の質を保障できる規模が望ましい。
- ・学年に複数の学級がある規模であること
 - ・小学校では専科教員が配置できる規模であること
 - ・中学校ではすべての教科の教員がそろえられる規模であること
 - ・児童生徒の興味や関心に応じたクラブ活動や部活動を開設できる規模であること
 - ・児童生徒が一定程度在籍している学級規模であること・複式学級にならない規模であること。
- 以上のことから、子どもに集団での学びを保障するために、学年に複数の学級がある学校規模が望ましい。少なくとも学年で20人程度を確保できることが望ましい。

11

飯田市の小学校の学級数

○令和6年度（普通学級数）

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	備考
丸山小	2	3	3	3	2	2	15	標準
追手町小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単級）
浜井場小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単級）
座光寺小	1	1	2	2	1	1	8	小規模
松尾小	3	4	3	4	4	4	22	標準～やや大
下久堅小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単級）
上久堅小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単級）
千代小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単級）
千栄小	1	0	1	1	1	1	5	小規模（複式）
龍江小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単級）
竜丘小	2	2	2	2	2	2	12	標準
川路小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単級）
三穂小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単級）
山本小	1	1	2	1	1	2	8	小規模
伊賀良小	4	4	4	4	5	4	25	大規模
鼎小	4	3	4	3	4	3	21	標準～やや大
上郷小	3	3	3	3	4	4	20	標準～やや大
上村小	1	0	1	1	1	1	5	小規模（複式）
和田小	1	0	1	0	1	0	3	小規模（複式）
合計	31	29	34	32	34	32	192	

12

飯田市の小学校の学級数

○令和12年度推定（普通学級数）

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	備考
丸山小	2	3	2	2	3	2	14	標準
追手町小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単級）
浜井場小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単級）
座光寺小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単級）
松尾小	3	4	4	4	4	4	23	標準～やや大
下久堅小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単級）
上久堅小	1	0	1	0	1	1	4	小規模（複式）
千代小	1	0	1	0	1	1	4	小規模（複式）
千栄小	1	0	1	0	1	0	3	小規模（複式）
龍江小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単級）
竜丘小	2	2	2	2	2	2	12	標準
川路小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単級）
三穂小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単級）
山本小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単級）
伊賀良小	3	4	3	3	3	3	19	標準～やや大
鼎小	4	3	4	4	4	3	22	標準～やや大
上郷小	3	3	3	3	3	3	18	標準
上村小	1	0	1	0	1	0	3	小規模（複式）
和田小	1	0	0	1	0	1	3	小規模（複式）
合計	29	28	29	28	29	30	173	

13

飯田市の中学校の学級数

○令和6年度（普通学級数）

学校名	1年	2年	3年	小計	備考
飯田東中	2	2	2	6	小規模
飯田西中	2	2	2	6	小規模
緑ヶ丘中	6	7	6	19	標準～やや大
竜東中	1	1	1	3	小規模（単級）
竜峡中	2	2	2	6	小規模
旭ヶ丘中	5	5	5	15	標準
鼎中	3	3	3	9	標準※
高陵中	5	5	5	15	標準
遠山中	1	1	1	3	小規模（単級）
合計	27	28	27	82	

○令和12年度推定（普通学級数）

学校名	1年	2年	3年	小計	備考
飯田東中	2	2	2	6	小規模
飯田西中	2	2	3	7	小規模
緑ヶ丘中	5	6	5	16	標準
竜東中	1	1	1	3	小規模（単級）
竜峡中	2	2	1	5	小規模
旭ヶ丘中	5	5	6	16	標準
鼎中	4	4	4	12	標準
高陵中	4	4	5	13	標準
遠山中	1	0	1	2	小規模（複式）
合計	26	26	28	80	

※国基準では小規模にあたるが、全教科の教員を配置できるので標準とした。

- 令和6年度学級数と令和12年度推定学級数を比較すると、小学校では学級数が19減少する見込み。一方で中学校では学級数は大きく変動しない。
- 小学校では、大規模校がなくなる見込み。また、小規模校がすべて単級か複式学級になる見込み。国が望ましいとしている12学級以上の学校は6校で増減なし。
- 中学校では、国が望ましいとしている9学級以上の学校は4校で増減なし。遠山中学校が小規模（複式）になる見込み。

14

飯田市の中学校の学級数

○令和13年度以降の推定学級数（普通学級数）

学校名	R13	R14	R15	R16	R17	R18	備考
飯田東中	6	6	6	6	6	6	小規模
飯田西中	6	6	6	6	6	6	小規模
緑ヶ丘中	16	16	16	16	15	15	標準
竜東中	3	3	3	3	3	3	小規模（単級）
竜峡中	6	6	5	4	3	3	小規模～小規模（単級）
旭ヶ丘中	15	14	13	12	12	12	標準
鼎 中	12	11	11	11	12	11	標準
高陵中	12	12	12	11	11	11	標準
遠山中	2	2	2	2	1	2	小規模（複式）
合 計	78	76	74	71	69	69	

- 令和6年度学級数と令和18年度推定学級数を比較すると、学級数が13減少する見込み。
- 国が望ましいとしている9学級以上の学校は4校で増減なし。
- 竜峡中学校が小規模（単級）となる見込み。